

物 件 調 書

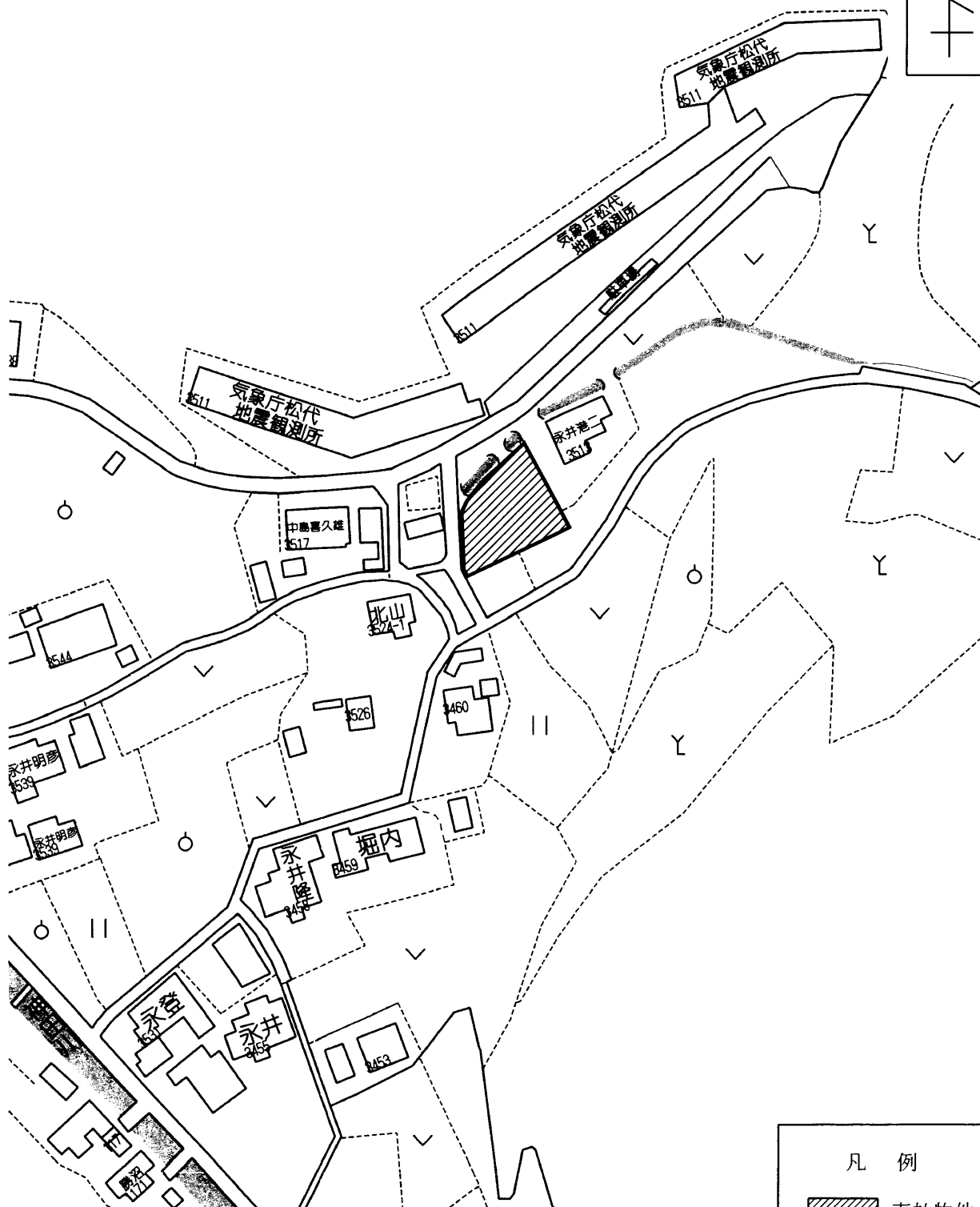
物件番号		0038		最低売却価格		1,680,000円	
所在地		長野県長野市松代町西条字筒井3514-2					
住居表示		-----					
現況地目		雑種地		551.59㎡		工作物 一式	
及び面積等				-----		立木竹 ー	
登記記録	地番	3514-2					
	地目	宅地					
	数量	551.59㎡					
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路		西側 舗装市道 幅員約 4.4～4.8 m (法第42条第1項第1号道路)					
の状況							
法令に基づく制限	建築基準法	市街化調整区域					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区					
		建ぺい率	60%				
		容積率	200%				
		高度制限	指定なし				
		防火指定	指定なし				
	その他	都市計画法第29条及び第34条（開発行為の許可及び基準） 景観法第16条 長野市の景観を守り育てる条例 都市再生特別措置法第88条・第108条（立地適正化計画） 長野市開発行為指導要綱 長野市開発許可審査基準（市街化調整区域に係る立地等基準関係） 長野市開発審査会運用基準					
		*別葉「補足説明事項」参照					
私道の負担等		私道負担	無	負担の内容			
に関する事項		道路後退	無	負担の内容			
供給処理	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電 気	接面道路配線	有	ー		ー	
施設の概要	公営水道	接面道路配管	有			無	
	公共下水道	接面道路配管	有			無	
	都市ガス	接面道路配管	無	未定			未定
交通機関	鉄道等	J R信越本線 篠ノ井駅の 南東方 約8.6km					
	バス	アルピコ交通バス長野駅行 松代高校停留所まで徒歩25分					
公共施設	長野市役所松代支所		市立西条小学校		市立松代中学校		
参考事項	・ 本地は、市街化調整区域内に所在するため、原則として建物建築はできない。ただし、都市計画法に基づき開発許可を得た場合は、建物建築が可能である。						
	・ 越境物の状況については「概要図」のとおりである。						
	・ 本地の越境の状況には、越境物又は工作物に関する「確認書（3件）」があり、閲覧可能である。（詳細は、入札案内書「18. 特約条項及び資料の閲覧」参照。）						
	・ 本地と北西側道路との間に水路及び国有地が介在しており、本地は北西側道路とは接面していない。なお、水路を使用する場合及び本地に建物建築する場合は、長野市より「長野市法定外公共物占用等許可（水路占用許可）」及び「建築基準法第43条第2項第2号に基づく許可」を得る必要がある。						
	・ 本地と西側道路の間には高低差があるため、建物建築の際は進入路を設置する必要がある。						
	・ 公営水道は、西側道路のみに配管されている。						
	・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の区域指定については、長野市に確認ください。						
	・ 本地は、立地適正化計画における居住誘導区域及び都市機能誘導区域外のため、本地で一定規模以上の開発、建築行為、及び一定規模以上の誘導施設の開発、建築行為を行う場合には長野市に届出が必要である。						
	・ 本地は、長野市ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当していない。（詳細は、入札案内書「18. 特約条項及び資料の閲覧」参照。）						
	・ 本地は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域に指定されている。						

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び法令に基づく諸条件についての調査確認を行ってください。なお、物件調書は、売買契約書の添付書類となります。

周 辺 図

長野県長野市松代町西条字筒井3514-2

Λ



凡 例

売払物件

許諾番号：Z24LC第361号©ZENRIN CO., LTD.

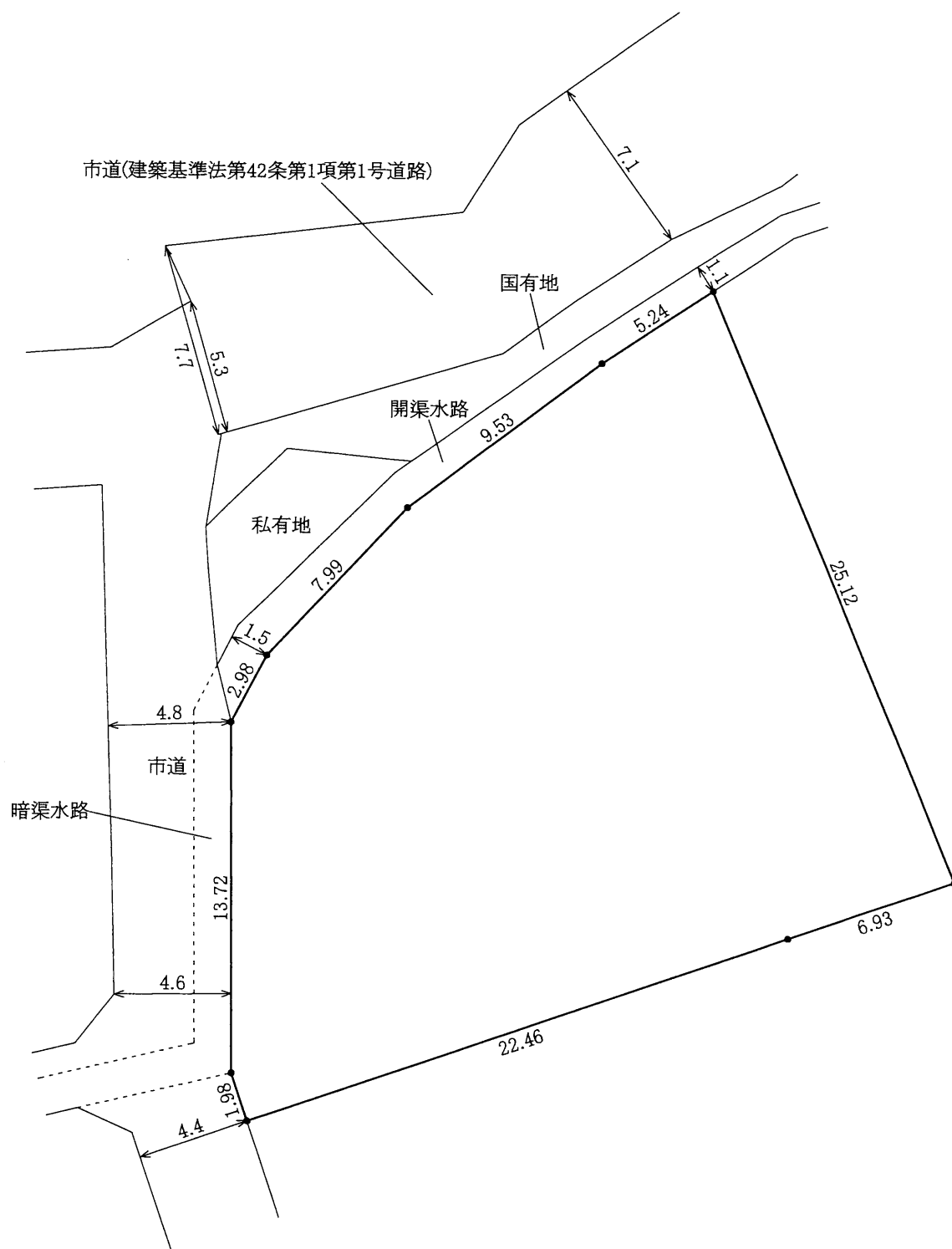
※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号

0038

明 細 図

長野県長野市松代町西条字筒井3514-2

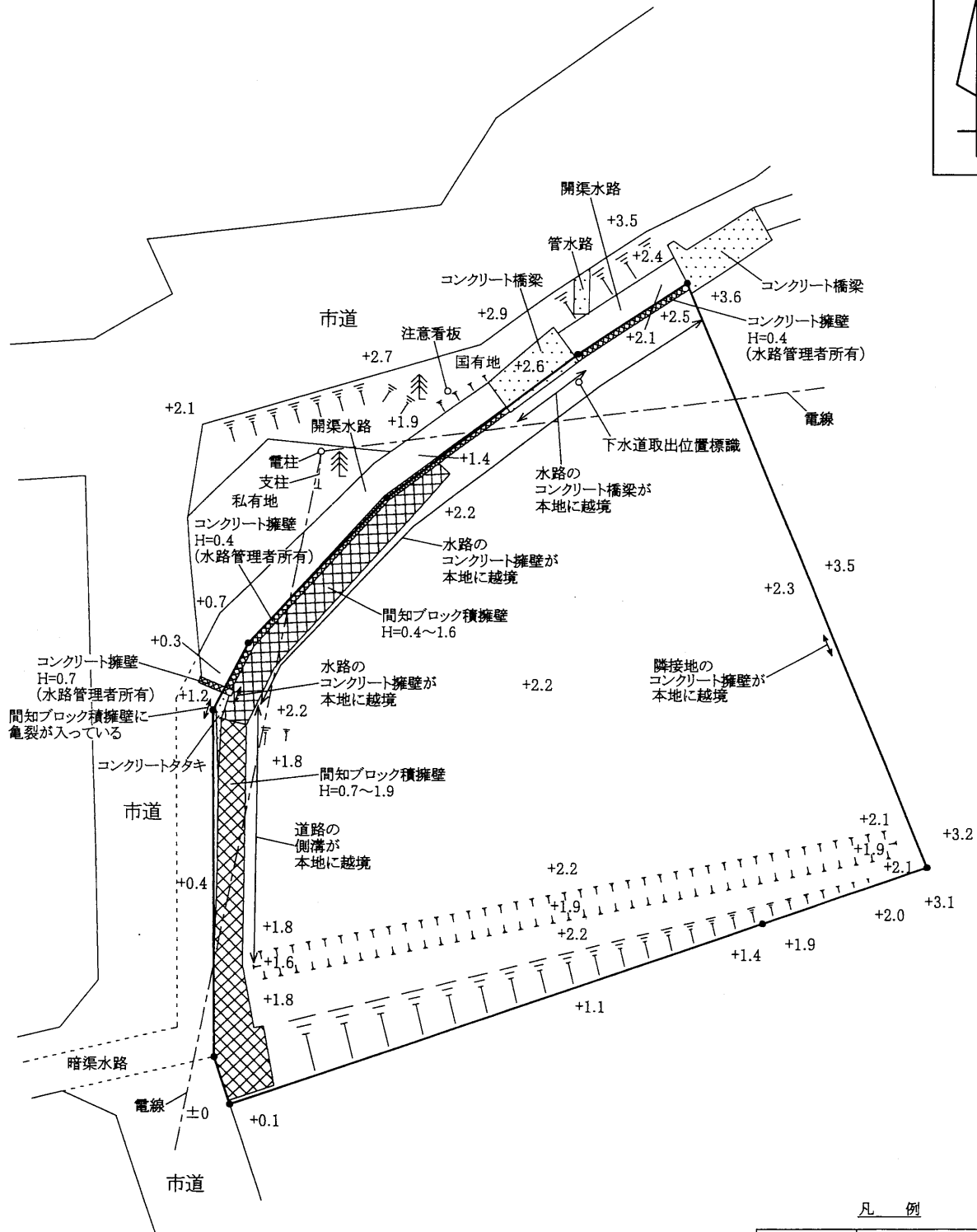
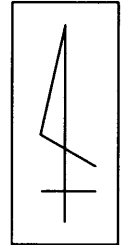


単位：メートル

※ 法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ずご自身において関係機関にご照会ください。

概 要 図

長野県長野市松代町西条字筒井3514-2



凡 例

	擁壁 (土留)
	舗 装
	法 地
	樹 木

単位：メートル

※ 工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。